



---

使用開始日 **2023.12.16.**

**投資信託説明書**  
**(交付目論見書)**

---

# 日本債券コア・アクティブファンド

追加型投信／国内／債券

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、右記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、右記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います。]

## りそなアセットマネジメント 株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第2858号

設立年月日 2015年8月3日

資本金 10億円(2023年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 1兆6,245億円

(2023年9月末現在)

---

照会先: りそなアセットマネジメント株式会社

お問い合わせ: **0120-223351**

(営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ: <https://www.resona-am.co.jp/>

---

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

株式会社SMBC信託銀行

.....  
▶ ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。 ◀  
.....

この目論見書により行う「日本債券コア・アクティブファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年12月15日に関東財務局長に提出しており、2023年12月16日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

#### 商品分類

単体型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	国内	債券

#### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年1回	日本	ファミリーファンド

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

### **1** RM日本債券コア・アクティブマザーファンドを通じて、NOMURA-BPI総合\*<sup>1</sup>に採用されている国内の債券へ主に投資を行います。

- NOMURA-BPI総合で採用されていない債券\*<sup>2</sup>(ユーロ円債\*<sup>3</sup>を含みます。)に投資することがあります。
- 収益補完のため、市場環境によっては、国債先物取引、国債先物オプション取引等を行うことがあります。

\*1 「NOMURA-BPI総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。

\*2 同指数で採用されていない劣後債の銘柄を含みます。劣後債とは、債券の発行体がデフォルトに陥った場合に、普通社債等に比べて法的な弁済順位が劣る債券です。一般的に普通社債等よりも高い利回りが設定されています。

\*3 日本以外の国で円建て発行される外国債券です。円建債券に投資するため、為替変動リスクは発生しません。

### **2** NOMURA-BPI総合をベンチマーク\*<sup>1</sup>とし、同指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。

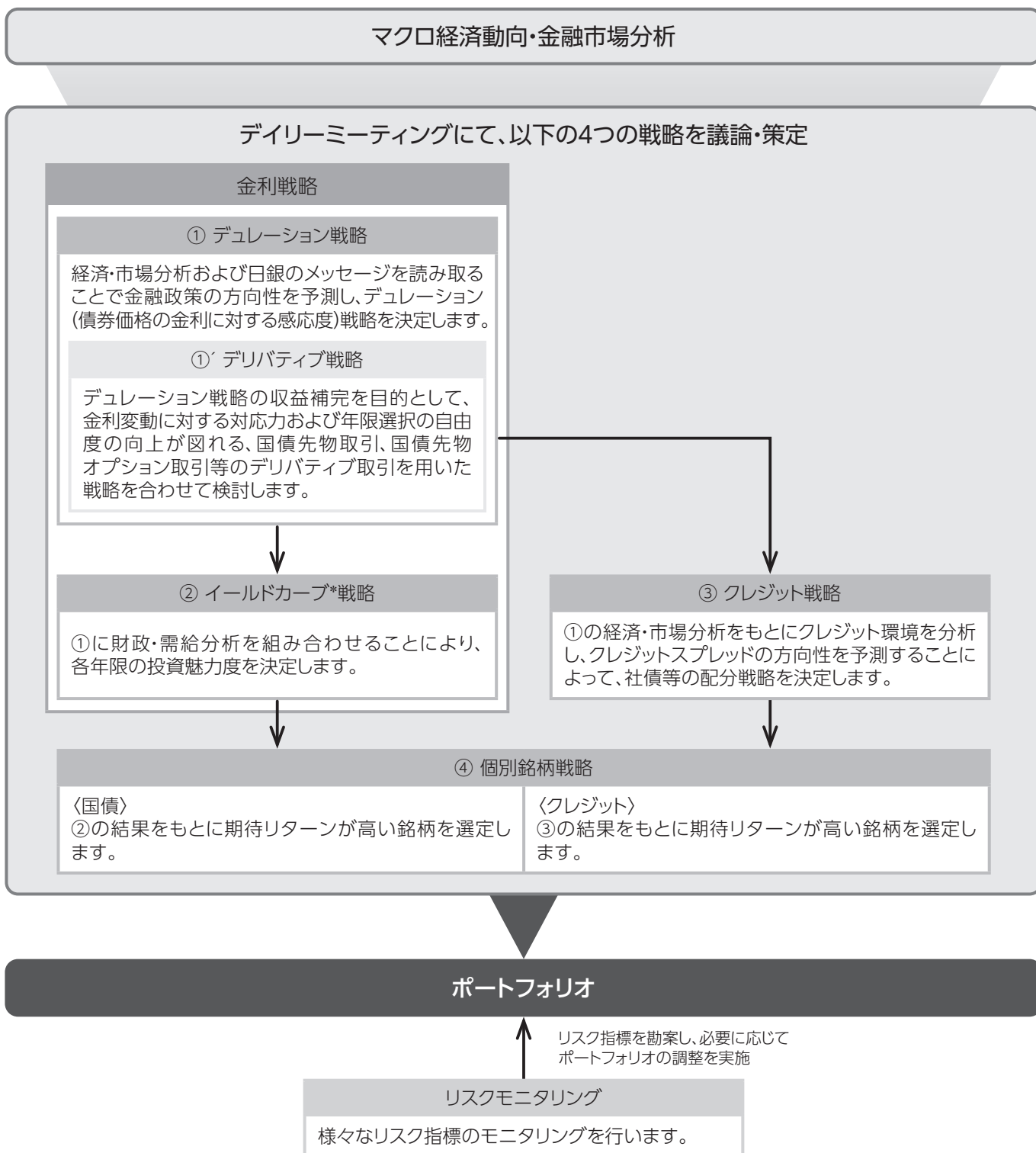
- マクロ経済動向や金融市場の分析をもとに、将来の金融・財政政策等を予想し、金利およびクレジットスプレッド\*<sup>2</sup>の方向性を予測することによって、NOMURA-BPI総合に対する超過収益の獲得を目指します。

\*1 ベンチマークとは、ファンドの運用成果を検証する際に用いる指標です。

\*2 クレジットスプレッドとは、債券の発行体の信用力に応じて、国債利回り等の基準金利に対して上乗せされる金利です。発行体の信用力が高ければクレジットスプレッドは小さくなり、信用力が低ければクレジットスプレッドは大きくなります。

# ファンドの目的・特色

## 運用プロセスのイメージ



\* イールドカーブとは、利回り曲線のこと、横軸に債券の残存年数、縦軸に利回り(金利)をとって、債券の残存年数ごとの利回りを表示した点を結んだ曲線のことをいいます。

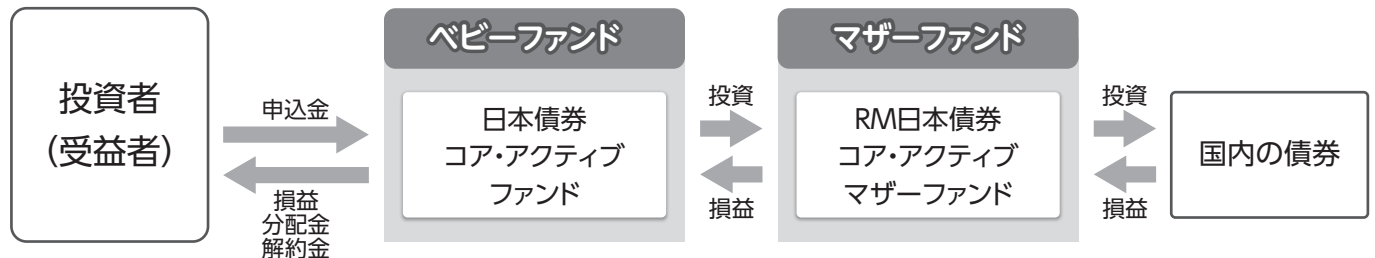
※ 上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの仕組み

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用をします。



## ■ 主な投資制限

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

## ■ 分配方針

原則、毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■ マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

「NOMURA-BPI総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。NOMURA-BPI総合の知的財産権とその他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI総合指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。  
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。  
当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

市場リスク	金利(債券価格)変動リスク	金利(債券価格)は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇(低下)した場合は値下がり(値上がり)します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。
信用リスク		実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。
流動性リスク		時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク		投資対象国・地域(特に新興国)において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
劣後債固有のリスク	劣後リスク	一般に劣後債の法的な弁済順位は普通社債等に劣後するため、実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合等には、普通社債等と比べて元利金の支払いを受けられない可能性が高く、基準価額の下落要因となります。
	繰上償還延期リスク	繰上償還(コール)条項が付された有価証券等が、繰上償還を見込んで市場で取引されている場合、繰上償還が予定通り実施されない、または繰上償還が実施されないと予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。
	利払繰延リスク	利息の支払繰延条項が付された有価証券等を実質的に組み入れた場合、発行体の財務状況や収益状況により利息の支払いがなされない、または支払いが繰り延べられることがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻りに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

# 投資リスク

## リスク管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。

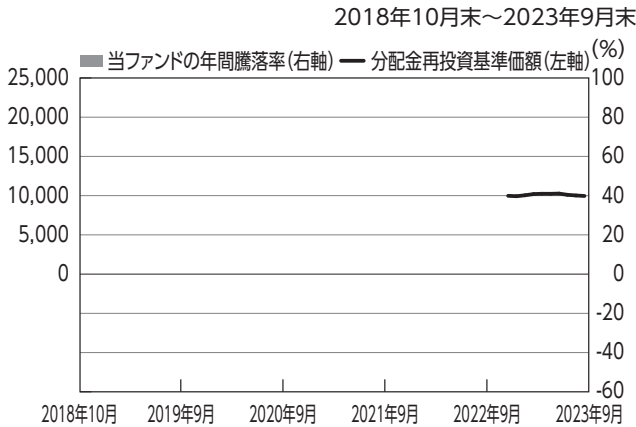
※上記体制は2023年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。



# 投資リスク

## 〔参考情報〕

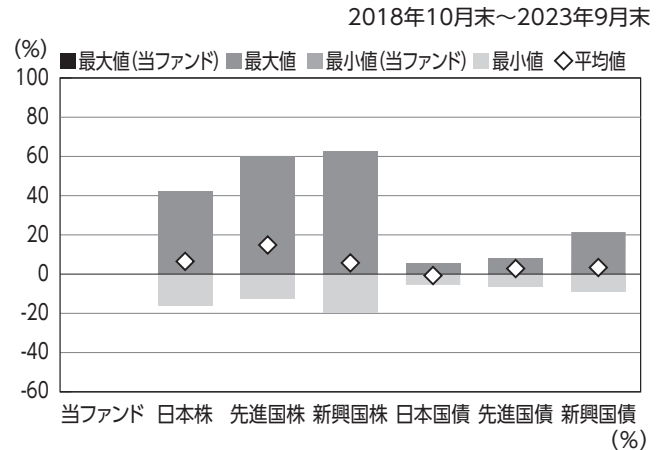
### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。  
\* 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	—	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	—	6.8	15.0	5.9	△0.6	3.0	3.5

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\* 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。  
\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### 各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX、配当込み)
  - 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)
  - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
  - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
  - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
  - 新興国債・・・JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数 (TOPIX、配当込み)

東証株価指数 (TOPIX、配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

#### FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

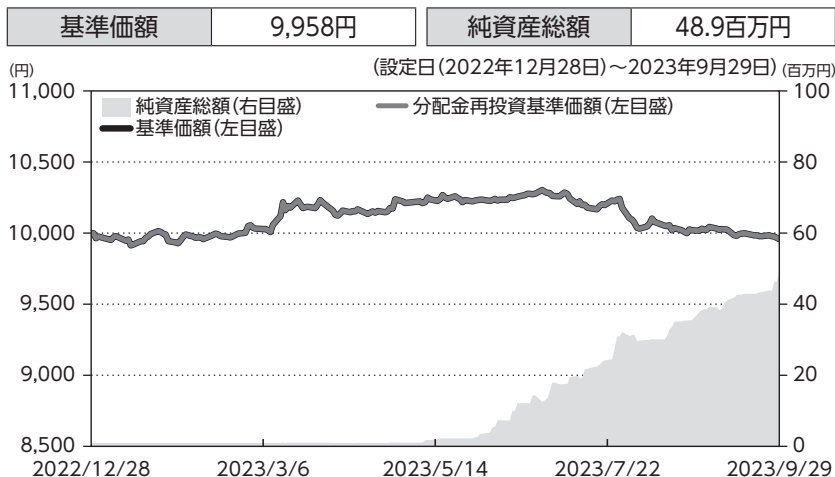
JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース) は、J.P.Morgan Securities LLCが開発し、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。



# 運用実績

2023年9月29日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2023年9月15日	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

### ■ ポートフォリオの状況

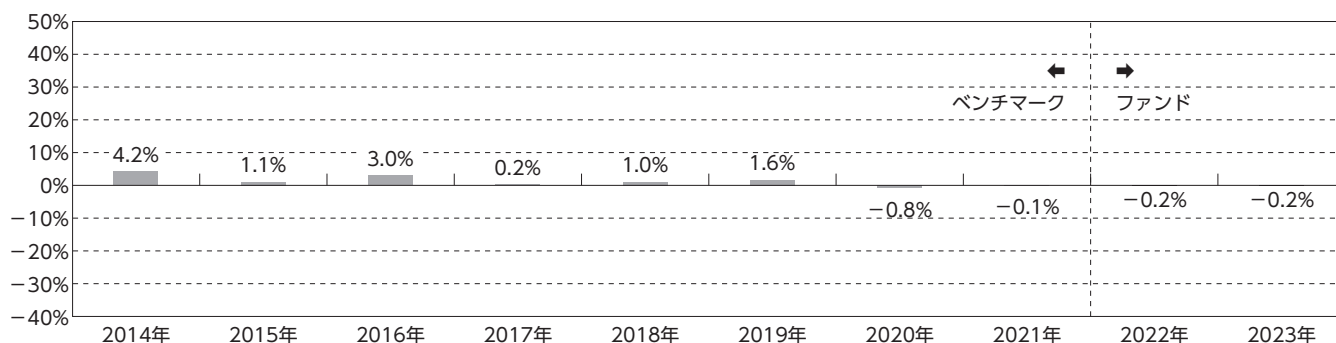
資産	組入比率
債券	98.2%
先物	—
現金等	1.8%
合計	100.0%

### ■ 組入上位銘柄

	銘柄名	クーポン	償還日*	組入比率
1	第122回利付国債(20年)	1.800%	2030/9/20	11.5%
2	第185回利付国債(20年)	1.100%	2043/6/20	8.7%
3	第451回利付国債(2年)	0.005%	2025/8/1	5.9%
4	第371回利付国債(10年)	0.400%	2033/6/20	5.6%
5	第150回利付国債(20年)	1.400%	2034/9/20	4.3%
6	第360回利付国債(10年)	0.100%	2030/9/20	3.8%
7	第361回利付国債(10年)	0.100%	2030/12/20	3.3%
8	第450回利付国債(2年)	0.005%	2025/7/1	3.0%
9	第77回利付国債(30年)	1.600%	2052/12/20	2.8%
10	第146回利付国債(5年)	0.100%	2025/12/20	2.6%

\*線上償還条項が付与されている銘柄の償還日は、次回の線上償還可能日を表示しています。  
 ※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



・2014年から2021年までは、ベンチマーク (NOMURA-BPI総合) の年間騰落率です。  
 ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
 ・2022年は12月28日から12月末までの騰落率です。2023年は9月末までの騰落率です。  
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金のお申込みについては、各営業日の午後3時までに受け付けた分(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日のお申込み分として取扱います。
購入の申込期間	2023年12月16日から2024年6月14日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所等における取引停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みを取消することがあります。
信託期間	無期限(2022年12月28日 自己設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき。</li><li>● 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。</li><li>● やむを得ない事情が発生したとき。</li></ul>
決算日	年1回決算 9月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ※ファンドには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があるため、詳しくは販売会社にご確認ください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="https://www.resona-am.co.jp/">https://www.resona-am.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)の適用対象です。配当控除・益金不算入の適用はありません。 ※2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 税法が改正された場合などには、変更となる場合があります。 確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用						
購入時手数料	購入価額に <b>1.1%(税抜1.0%)を上限</b> として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にご確認ください。			購入時手数料は、商品や関連する投資環境の説明・情報提供等、および購入に関する事務コストとしての対価です。		
信託財産留保額	ありません。					
投資者が信託財産で間接的に負担する費用						
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対して、以下の表に掲げる率を乗じて得た額とします。            運用管理費用(信託報酬)は、信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。            信託報酬率(およびその配分)については、毎計算期間開始日の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて、以下の表に掲げる率を毎計算期間開始日より適用するものとします。</p>					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">信託報酬=日々の純資産総額×信託報酬率</div>					
		新発10年固定利付国債 利回り(終値)	運用管理費用 (信託報酬)	配分(税抜)		
				委託会社	販売会社	受託会社
		1%未満	年率0.275% (税抜0.250%)	年率0.110%	年率0.110%	年率0.030%
	1%以上2%未満	年率0.385% (税抜0.350%)	年率0.160%	年率0.160%	年率0.030%	
	2%以上	年率0.550% (税抜0.500%)	年率0.235%	年率0.235%	年率0.030%	
	※運用管理費用の配分には、別途消費税等相当額がかかります。					
	支払先	主な役務				
	委託会社	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価				
	販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価				
	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価				
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査法人に支払うファンドの監査費用は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。</li> <li>有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は、証券会社等に都度支払われます。</li> <li>資産の海外保管等に要する費用は、海外の保管機関に都度支払われます。</li> <li>信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は都度支払われます。</li> </ul> <p>上記、その他の費用・手数料にかかる消費税等相当額も含まれます。            これらその他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。</p>					

※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

# 手続・手数料等

## 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度〔愛称:NISA(ニーサ)〕、未成年者少額投資非課税制度〔愛称:ジュニアNISA〕をご利用の場合

少額投資非課税制度〔NISA(ニーサ)〕は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※2024年1月1日以降は、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2023年9月末現在のものです。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、収益分配金および換金時・償還時の個別元本超過額に対する所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 〔参考情報〕ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①	②
	運用管理費用の比率	その他費用の比率
0.28%	0.27%	0.01%

※対象期間は2022年12月28日～2023年9月15日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口あたり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

<メ モ>

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

<メ モ>

(本ページは目論見書の内容ではありません。)



<メ モ>

(本ページは目論見書の内容ではありません。)



RESONA

リソナアセットマネジメント